

平成 26 年 8 月 20 日

労働環境改善 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 26 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成 26 年 8 月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成 26 年 9 月～ 財団内検討委員会での検討開始
- 平成 26 年 10 月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（主任者会議）及び全体会議（夕会）による職員への周知（毎月）

目標 2：平成 28 年 9 月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 6 日以上とする。

<対策>

- 平成 26 年 9 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成 26 年 10 月～ 財団内検討委員会での検討開始
- 平成 26 年 11 月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 平成 26 年 12 月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始